

お知らせ

● 自営業・農業に従事しているかたの就労証明書が大きく変わりました

これまで自営業や農業を行っているかたの就労証明書については、ご自身で記入していただき、その内容について民生委員に確認の署名をもらうこととなっていました。令和3年度以降は、就労証明書が全国统一様式となったことに伴い、次のように取り扱うこととしました。

(従来)町の独自様式の就労証明書 + 民生委員の署名



(今後)全国统一様式の就労証明書 + 根拠資料

民生委員の署名は不要となり、代わりに就労証明書の記載内容を裏付ける資料の提出が必要です。
根拠資料について以下にいくつか例示しますが、就労証明書の記載内容を裏付けられるものであればどんなものでも構いませんので、いずれか1点の写しを提出してください。

雇用の形態	就労証明書	根拠資料
自営業や農業を営んでいる (経営者や代表者)	ご自身で記入してください。	<ul style="list-style-type: none">・営業許可証・開業届・販売伝票・直近の確定申告書・委託契約書・請求書・領収書・広告やホームページ
親族が営む事業等に従事 している	記載要領を添えて経営者や 代表者に依頼してください。	<ul style="list-style-type: none">・給料明細書や報酬の記録(通帳等)・出勤記録・販売伝票・業務内容がわかるもの

● 親族以外の第三者に來ようされているかた

以前の就労証明書に比べて記入箇所が増えます。必ず記載要領を添えて勤務先に依頼してください。

※土曜保育、学童クラブに提出する就労証明書とは異なります。